

令和5年度
交通安全指導者養成講座運営支援業務
事業報告書

令和 6年 3 月

内閣府政策統括官(政策調整担当)

目次

1. 講座概要	1
2. 日程表	3
3. 講義概要	6
● 開講式・主催者挨拶	6
毛利 成吾 (内閣府政策統括官(政策調整担当)付 交通安全啓発担当 参事官補佐)	
● 講義「交通安全指導における効果的な話し方」	8
藤原 徳子(株式会社ビジネスファーム 代表取締役)	
● 講義「交通事故被害者支援について」	14
中土 美砂(公益社団法人被害者支援都民センター)	
● 事例発表「交通指導員としての交通安全の取り組みについて」	20
高野美穂(岐阜県 関市役所 危機管理課 交通指導員)	
● 講義「交通安全教育デモンストレーション」	24
警視庁 交通部交通総務課 交通安全教育指導係	
● 講義「子供の交通安全教育について」	25
山口 直範(大阪国際大学 人間科学部人間健康科学科 教授)	
● 講義「いきいき運転講座」	32
池田 佳代(トラフィック・セーフティ・アナリスト)	
● グループ討議結果発表	37
● 講義「自転車の安全利用について」	50
彦坂 誠(一般財団法人 日本交通安全教育普及協会 普及事業部長)	
● 閉講式・主催者挨拶	54
毛利 成吾 (内閣府政策統括官(政策調整担当)付 交通安全啓発担当 参事官補佐)	
4. アンケート集計結果	55

1. 講座概要

◆目的

本事業は、地域住民の交通安全意識の向上、交通安全思想の普及・浸透及び交通事故防止のための街頭活動、交通安全教育等を行っている交通指導員（シルバーリーダーを含む。）及びこれら交通指導員を指導育成する立場にある者に対し、交通安全教育に関する基礎的理論及びその実践的手法に関する知識・技能を習得させ、指導的役割を担う者を養成することにより、その効果的な活動を促進し、安全で快適な交通社会を実現することを目的として実施する。

◆期間：令和 5年 12 月 4日(月)～6 日(水)

◆会場

アルカディア市ヶ谷(東京都千代田区九段北 4-2-25)

《アクセス》

- ・JR 中央線(各駅停車) 市ヶ谷駅
- ・地下鉄有楽町線・南北線 市ヶ谷駅(1 または A1 出口)
- ・地下鉄新宿線 市ヶ谷駅(A1 または A4 出口)

◆受講者

【交通指導員】

都道府県又は市区町村の長等から委嘱を受け、交通安全を目的として街頭活動、交通安全教育、広報啓発活動に従事している交通ボランティア等(高齢者交通ボランティアであるシルバーリーダーを含む。)

【交通指導員を指導育成する立場にある者】

交通指導員の指導者及び都道府県又は市区町村の交通安全対策主管課の職員

◆受講者数：82 名

◆配布資料

No	資料名	使用日
1	講座のしおり	全日
2	Zoom使用マニュアル(オンラインのみ)	全日
3	配付資料(ホチキス止め冊子、リーフレット類)	全日
4	交通安全指導者養成講座アンケート用紙(兼、講師への質問用紙)	全日
5	「いきいき運転講座」アンケート用紙	2日目
6	グループ討議参考資料	2・3日目
6-1	①メモ用紙(1頁)	
6-2	②討議結果記入用紙(1頁)	

2. 日程表

【1 日目／12 月 4 日(月)】

時間	プログラム
12:30～13:00	受付
13:00～13:15	オリエンテーション
13:15～13:25	開講式・主催者挨拶 内閣府政策統括官(政策調整担当)付 交通安全啓発担当 参事官補佐 毛利 成吾
13:25～15:15	講義「交通安全指導における効果的な話し方」 株式会社ビジネスファーム 代表取締役 藤原 徳子
15:15～15:25	休憩
15:25～16:15	講義「交通事故被害者支援について」 公益社団法人被害者支援都民センター 中土 美砂
16:15～16:30	事例発表 「交通指導員としての交通安全の取り組みについて」 岐阜県 関市役所 危機管理課 交通指導員 高野 美穂
16:30～17:00	グループ討議準備・確認
17:00	解散

敬称略

【2日目/12月5日(火)】

時間	プログラム
08:40~09:10	受付
09:10~11:10	グループ討議
11:10~11:40	討議結果とりまとめ
11:40~12:40	昼休み・休憩
12:40~13:40	講義「交通安全教育デモンストレーション」 警視庁 交通部 交通総務課 交通安全教育指導係
13:40~13:50	休憩
13:50~15:00	講義「子供の交通安全教育について」 大阪国際大学 人間科学部 人間健康科学科 教授 山口 直範
15:00~15:10	休憩
15:10~17:00	講義「いきいき運転講座」 トラフィック・セーフティ・アナリスト 池田 佳代
17:00	解散

敬称略

【3日目／12月6日(水)】

時間	プログラム
08:40～09:10	受付
09:10～10:25	グループ討議結果発表・質疑応答
10:25～10:35	休憩
10:35～11:45	講義「自転車の安全利用について」 一般財団法人 日本交通安全教育普及協会 普及事業部長 彦坂 誠
11:45～11:55	閉講式・主催者挨拶 政策統括官(政策調整担当)付 交通安全啓発担当 参事官補佐 毛利 成吾
	修了証交布・アンケート回収・解散

敬称略

3. 講義概要

●開講式・主催者挨拶／12月5日(月)13:15～13:25

毛利 成吾

(内閣府 政策統括官(政策調整担当)付交通安全啓発担当 参事官補佐)

ただいま紹介いただきました内閣府 交通安全対策啓発担当の毛利でございます。
交通安全指導者養成講座の開講に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

受講者の皆様には、お忙しい中、御参加いただきまして誠にありがとうございます。また、平素から交通安全対策に深い御理解と多大なるお力添えを賜り、厚く御礼を申し上げます。特に、「春・秋の全国交通安全運動」では、地域に密着した街頭活動などに熱心に取り組んでいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

さて、昨年の交通事故情勢につきましては、皆様を始め、多くの交通ボランティアの方々の御協力と御尽力の下、各種対策を推進した結果、24時間以内の死者数は2,610人と、現行の統計となって6年連続で最少を更新しました。

しかしながら、本年11月末現在の死者数が2,378人で、前年と比較すると48人増加しており、多くの尊い命が失われている現状に加え、近年の道路交通環境等を踏まえますと、交通事故情勢は依然として厳しいものがあります。

交通事故に遭い、つらく悲しい思いをする方がなくなるよう交通事故のない社会を目指し、国を挙げて取り組むべき重要な課題として、歩行者の安全確保や自転車安全対策など、様々な交通安全対策を講じているところであります。

これらの交通安全対策は官民一体で取り組むことで成果を挙げることができるものであり、皆様、交通安全指導者の役割は非常に大きく、内閣府といたしましても皆様方の御活躍に大いに期待しているところであります。

本日から3日間にわたり行われる本講座は、交通事故防止のため街頭活動や交通安全教育に従事されている方、また、これらの分野において指導員になられる方を対象に、内閣府の事業として毎年度実施しているものです。

今年度は、「子供・高齢者の交通安全教育」や「自転車の安全利用に関する」講義やテーマ別のグループ討議などにより、基礎的理論や実践的手法に関する知識・技能を身に付けて

いただけるようにプログラムを組んでおります。

交通安全教育は、生涯教育であるとも言われており、幼児から高齢者に至るまで、各年齢層に応じた様々な形での交通安全教育が必要であることから、この講座には大きな意義があるものと考えております。また、この機会を通じて、同じ志をお持ちの方々同士の横のネットワークを広げていただけると幸いです。

最後になりますが、皆様方がこの3日間の講座で所期の成果を挙げられ、有意義なものとなりますことを祈念いたしまして、開講の挨拶といたします。
3日間、よろしくお願いいたします。

● 講義「交通安全指導における効果的な話し方」/12月4日(月)13:25～15:15
藤原 徳子 (株式会社ビジネスファーム 代表取締役)

配付資料:「交通安全指導における効果的な話し方」



はじめに…

なぜ、交通安全指導者に効果的な話し方のスキルが必要なのか。

⇒ 道路交通法の知識や情報をもっていたとしても、それらを講習会に参加する受講者に伝える術がなければ、受講者の行動変容に影響を与えることができない。行動変容につながる影響力を持つためには、効果的な話し方のスキルを持つ必要がある。

オリエンテーション【交通安全指導者の使命】

1. 交通安全指導者は「規範を守る道徳的な人間としてのお手本」

(1) 交通安全指導の「目的」

尊い命を守り、常に安心安全な街づくり

(2) 交通安全指導の「目標」

- ・ 交通ルール、マナーを守る態度を育成する
- ・ 安全に道路を通行するための知識、技術、技能を身につける

2. 交通安全指導を通じて、地域住民の倫理観を高める

「倫理観の高い人は交通ルールを守る」

⇒ 人間としての「損得」の教育をするのではなく、人としての「善悪」の指導を心がけてほしい。

3. 交通安全指導を行う上での心構え

(1) 聴いてもらうという姿勢が大切

(2) 自分の話し方スキルを磨くこと

(3) 話し方の3原則(明朗・正確・肯定表現)を守る

(4) 目的と目標を達成するために、熱意を持ち、「自信」ある態度で指導にあたる

(5) 交通安全指導者の「タスク(課題・業務)」を理解する

※タスクが分かれば教育技法と指導技術の選択・決定ができる。

※講習のゴールを明確にした上で準備をする。

【参考】自信をつけるためには

「タスクを自力で完遂するためには、『能力』と『意欲』が必要」

・「能力」は「知識・経験・技能」、「意欲」は「自信・関心・動機の強さ」と定義している

・「意欲」は自信によって喚起される

①知識・経験・技能を積むこと

②難易度が低い、分量が少ないタスクでも、自力で完成・完遂させること

(人の手を借りて完成・完遂したものに真の「自信」はつかない。)

【効果的に話すための準備】

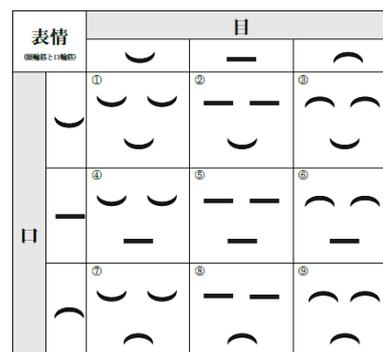
1. 心温まる笑顔で「相手の心に残る指導」を！

・上段は、口角が上がっている、「笑顔」の状態

※マスク着用時でも、口角を上げることで笑顔を伝えられる。

・中段は、口が真一文字になっている、「真顔」の状態

・下段は、口角が下がっている、暗い印象を与える



2. 幼児・学童に対して話すときの心得

(1) 幼児語を多用しない。一人の人格のある「人」としてみる。

・幼児語で話さず、丁寧な言葉で接する

(2) 質問話法の活用

・「…は、あるかな？(ありますか?)」と、身近な出来事を引用して問いかける

3. 学生・高齢者に対して話すときの心得

(1) 「命令形」より「依頼形」

・「～してください」ではなく、「～していただけますか」という言い方にする

(2) 相手の言葉を正す必要はない

・対話時は、相手の使った言葉を用いて復唱する

・丁寧にするつもりで言葉を置き換えると、相手は正されているような感触を覚える

(3) 親しみの勘違いをしない

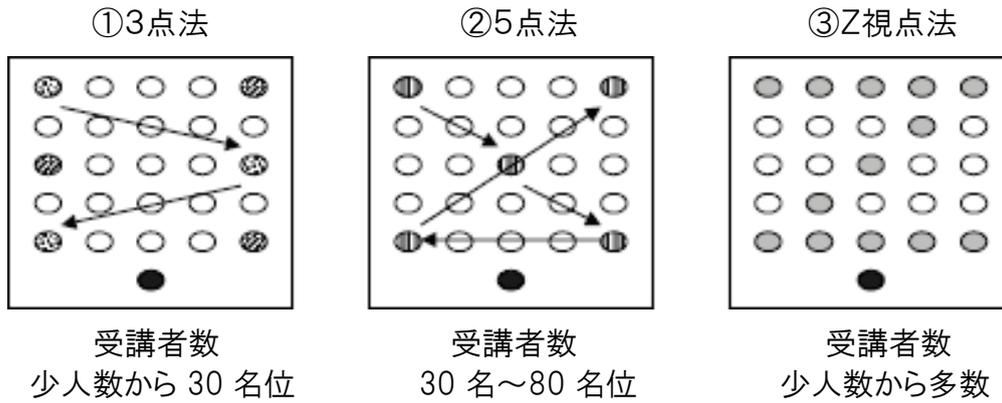
・相互関係の一線を越えないために親しみの差をつけない。みな平等に丁寧な言葉で接する

(4) 人は、ものの言い方に影響される

・音調表現に注意して、話し方に『情』を込める

・同じ内容でも、口調、音調表現によって印象が大きく異なる

4. 基本動作としての視点法



- ・視線は相手にとっての認知行動。受講者の安心感を得られる
- ・会場の大きさや人数によって、使い分ける
- ・Z視点法を大会場で活用する場合は小刻みにZを描くようにする

5. 自分の印象を管理する

◎好意の統計(アルバート・メラビアン)

Total linking	=	Facial linking	+	Vocal liking	+	Verbal liking
(100%)		(55%)		(38%)		(7%)
		・笑顔や表情		・声の調子		・言葉
		・身だしなみ		・話し方 等		・話の内容
		・所作				

- ・人の印象は目に入ってきた印象の 100%のうち 55%が笑顔や表情、身だしなみ、所作で決まる
- ・残りの 45%は耳から入ってきた印象で決まる。さらに 45%のうち、38%は声の調子や話し方(非言語コミュニケーション)。残り7%はその人が使っている言葉そのもの(言語コミュニケーション)
- ・これは、言語と非言語が不一致のときに、人はどこを信じるかの割合であるから、言語と非言語が一致しているときは、この統計は不問である
- ※指導者は、言語と非言語を一致させることに努める。

- ・立ち方…男性は肩幅ぐらいに足を開く(力強さの演出)、女性は握り拳が1つ入る程度足を開く(安心感を与える、安定感)、前後に足をずらす(ソフトな感じを与える)
- ・立ち位置…演壇のところ。あるいは、聞き手の間を歩き、立ち止まる(親近感)

6. 美しい所作 ※視線について。

目線を合わせることは相手を認知している証し

- ・相手の目を見る…眼球を見ることではなく、目頭と目頭の間を見るということ。優しい視線を向けて、相手に威圧感を与えないよう時々視線をずらしてあげる。視線をずらすときのポイントは、相手の眉から上を見ない、胸の位置から下を見ない、両肩の外を見ないこと。

⇒中央側を見るということは相手を尊重している、認知している証拠。

【参考】聞き方のポイント(傾聴術と傾聴技法)

- ・傾聴術:相手の目を見る、うなずく、相槌を打つ、メモをとる、質問する、復唱する
※3種類のうなずき(通常のうちずき、上体を倒して行う、首を小刻みに何度もふる)を場面によって使い分ける。
- ・傾聴技法:再陳述(おうむ返し)、感情の反射、感情の明確化、開かれた質問、閉ざされた質問、選択質問

【実践】お口の体操



あ



い



う



え



お

- ・濁音と鼻濁音の使い分けをきちんとすると、きれいな話し方ができる

7. 話す力“メッセージの伝え方”

- (1)最も言いたいこと(主題)を先に述べる…結論から話すことで、講習に対する参加意欲を喚起できる。話の内容を理解しやすい。
- (2)共通言語を用いる…相手に伝わる言葉を使わなければ、相手の納得は得られない。専門用語、法律用語、隠語は使わない。

筋道を立てて話す(ナンバリング方式)…「まず、次に、最後に、以上」あるいは、「今日は3つのことを学んでいただきます。1つ目は…、2つ目は…、3つ目は…、以上です」といったナンバリング形式で話す。

(3)短文で話す…短文で言い切ったほうが記憶に残る。

8. コミュニケーションの基盤

・コミュニケーションの基盤が、感情的な人、命令口調な人、人に依存するような人には、「事実」で話を進める。「事実」は誰も非難、否定することができない

9. 良い点を褒め(認め)ながら指導する

- ・具体的にどこがよかったのかを褒める(条件付き肯定)
- ・否定の際もどこが危険だったかを具体的に指摘する(条件付き否定)
- ・「拡張自我」を褒めるのも1つの手段
- ・受講者の能動性を高める
- ・フィードバック法《サンドイッチ型、SBI型》

【交通安全指導等の事前準備】

1. コメントの仕方と留意点

- ・サンドイッチ法で批評
 - ①よい点(事実をひろって)を褒める
 - ②改善点、問題点を注意する
 - ③励ます
- ・留意点
 - ①褒め過ぎない(自意識過剰になり、次へのプレッシャーとなる)
 - ②コメントは短めに
 - ③全員同じくらいの時間で
 - ④温かい気持ちを忘れない

2. 話材(お話をするときの母体となるもの)を探す

話材を見つける…人前で話ができない大きな原因は、経験がない、「話材」がないから。

- ①自分の体験が一番
- ②他人の話や、書かれた物でも可…身近な地域の事故などを引用して話す

3. 主題を明確にする…聞き手の記憶に残るよう、狭く絞って短く言い切る

4. 聞き手が興味を持たないのはどういう話か、どういう話に興味を持つかを理解する
「興味の持てない話をどのように伝えるか」
- ・抽象的にならないよう、講義の組み立て方を学び、受講者が理解できる例話を用いる
 - ・笑顔で穏やかな口調で話す(笑いを取る必要はない)
 - ・専門用語ではなく、平易な言葉を用いる
 - ・クイズや問いかけなど、受講者を誘い込む工夫をして、話し手中心にならないようにする
 - ・暗い内容でも、笑顔で今後の安全に向けた建設的な話をする
5. 講義の組み立て方
- ・「なぜ、大切なのか」… 例)自転車走行ルールがなぜ、大切なのか。
 - ・「なぜ、そうなるのか」… 例)事故が起こる可能性があるから。
 - ・「では、どうするのか」… 例)自転車走行ルールを学ぶ。
6. 例話の活用
- ・話の重要な裏づけとして説得力が増す
 - ・実話を話すのが一番効果的だが、指導内容から逸脱しなければ、また、趣旨が伝われば創作してもよい
7. 思考整理術(フレームワーク法)をマスターする
ロジックツリーを用いたスピーチトレーニング
- ・思考をワークシートに書き出して、番号順(①～⑯)に話すと論理的な話し方になる
 - ・「結論」は最初と最後に話す
 - ・「属性」を3つにしぼる。欲張らない
 - ・「私見」は属性に対する総括とする
- ※一度ロジックツリーを作成しておけば、同じ講義を別の機会にする際にも使用できる。

【まとめ】

1. 講話準備を行う
 - (1) 交通安全講習、イベント等(状況・場面)での目標を明確にする
 - (2) 参加者に何を伝えたいのかの「テーマ」を必ず設定する。欲張らない
 - (3) テーマの主題を30文字以内でまとめ、話の展開を考える
 - (4) 主題を裏づける内容を、ナンバリング方式でまとめる
 - (5) 生きた話をするための仕上げは『表現力』である
2. 実践の場数を踏む
 - ・講習できる場を意図的に見つけて、効果的な話し方のスキルを磨く
 - ※職場、家族、友人間でもよい。

- 講義「交通事故被害者支援について」/12月4日(月)15:25～16:15
中土美砂(公益社団法人被害者支援都民センター)

配布資料:「交通事故被害者支援について」



1. 交通事故被害者支援について

交通犯罪の遺族の中には、交通事故などというのではなく、犯罪だ、事件だと感じている方がいる。交通事故というと、アクシデント・事故だから仕方ない、偶発的で避けられなかったような響きがある。しかし、交通事故は加害者がいて、法律違反を伴う立派な犯罪であり、そして防げる犯罪である。なかには偶発的な交通事故もあるということは承知しているが、このように感じている被害者遺族は決して少なくないのも事実である。

一口に「犯罪被害者、遺族」と言われるが、その言葉自体、当事者には受け入れることが難しいということもご理解いただきたい。

2. 公益社団法人被害者支援都民センターとは

⇒犯罪の被害に遭われた方を支援する東京都における民間団体。東京都との協働で犯罪被害の総合相談窓口を開設。

・支援は、電話相談から面接、裁判支援等をしており、ご遺族の自助グループがある。

3. 生命のメッセージ展

⇒主役はメッセンジャーとその家族。メッセンジャーの8割が交通犯罪の犠牲者。

4. 実際に遭った事故の話

平成16年5月9日(日)、この日はその年の母の日。午後1時5分頃、多摩川の、とあるサッカーグラウンドの出入口付近の幅5メートルくらいの狭い歩道のない道路で、当時4歳だった次男、滉太は走行してきた黒色の改造車にノーブレーキで背後から撥ねられ、3メートルほど上空にとばされ、その日のうちに亡くなった。

加害者は、迷彩服を着こみ、親族とサバイバルゲームをしに、多摩川に毎週のように来ていた当時26歳の男性だった。その後起訴され、2回の公判をへて、禁固2年、執行猶予4年という判決が下された。

この日は小学1年生になりたての、長男のサッカーの試合の応援に家族みんなでそのグラウンドに来ていた。試合が終わり、帰り支度をしている最中の出来事だった。現場付近の路上には、帰る途中のたくさんの子供(小学生、幼児)や保護者の大人がいたが、そんな中を一台の黒の乗用車が、けたたましくクラクションを何度も鳴らしながら、かなりの高速度で目前を駆け抜けていった。見ていてとても乱暴な運転だった。またそのクラクションの鳴らし方は、「

注意喚起」というよりも「威嚇」だった。実際に、のちの目撃者の話によると、そのクラクションは、周囲の人に向けられたものではなく、前方で転回している車に対し、「どけ」という感じで鳴らされたようだった。その加害車両がどこかでUターンをし、幅員5メートルの道路に対し、子供たちを迎えにきた車が路肩に停まり、さらに狭くなった道路を、周囲の方の体感では、時速60キロから80キロ、警察によると時速45キロのスピードで走行してきて、そのまま路上にいた滉太を、ブレーキをかけることなく背後から撥ね飛ばした。

その瞬間を、幼い当時6歳の兄と3歳の弟は目前で、私は視界の片隅で見ている。私には、空高く撥ね上げられたものは、手足がぶらぶらとしていて、ドラマとかで崖から落とされる、まるで人形のように見えた。最初に撥ねられたときの音は、とても大きな音だったらしいが、不思議とその大きな音は聞こえなかった。ただ、その後滉太の体が私の上を通り越して私が背にしていた他の家のお迎えの車のボンネットに落ちた鈍い、「ドスン」という音は背後から聞こえた。滉太が履いていた靴の片方は衝撃で片方脱げていた。

15分ほどして救急車が到着したが、待っている私達にはもっと長い時間のように思えた。救急車に乗り込む前に、迷彩服を着た男性が立っているのがちらりと見えサッカー関係者とはまったく違う服装だったので、「あれが相手なのかな」と思ったが、それよりも滉太のことで頭がいっぱいで、私は救急車に乗り込み病院へ向かった。

搬送された病院の医師の説明では、強い衝撃による脳内出血があるので通常意識は戻らないこと、自力呼吸はないこと、強力な薬で血圧を上げているが、その効き目は24時間もないので、「家族、親族を集めてください」という話だった。その絶望的な話の間、私は恐怖でずっと震えていた。それまで、子供を、滉太を失うことなんてまったく今まで考えていなかった。滉太は健康で、優しく、賢くて、4歳の小さな子には珍しいくらい親のいうことを比較的良好に聞く子だった。そして物心付いた時から3人兄弟の真ん中というせいだったこともあり、人の気持ちの分かる、兄弟思いの子だった。結局そのまま滉太は目を覚ますことなく、その日の夜に亡くなった。身勝手な運転をした加害者によって、私達は最愛の家族を奪われた。ただ現実感はありません、周りは白い霧がかかったような、薄いヴェールが目の前にあるような、一歩引いたところから物事を見ているようだった。時間の感覚もまるでなかった。

その日の朝には元気に走り回っていた滉太は、日付が変わる頃、小さな棺に入れられて帰宅した。

加害者は刑事裁判では「謝罪、謝罪」と言っていたが、いざ執行猶予付きの判決が下ると電話の一本も寄越してこなかった。現場から数分のところに親族もいて、職場もあったが、現場にお花を供えてくれる様子もなかった。

事件当時は刑事司法においては、被害者や遺族は「犯罪を立証するためのただの証拠」といわれ、人権なんてなかった。ましてや、「死者の人権」などというものは今現在にいたっても認められていないように思う。捜査でも、裁判でもまったくの蚊帳の外だった。

滉太が亡くなった年の平成16年12月に犯罪被害者等基本法が制定されて、被害者に権利が保障されるようになった。今では、罪種にもよるが被害者参加制度があり、被害者自身が検察官とともに法廷に立つこともできるようになった。資力要件はあるが、被害者参加の場合は国費で弁護士を頼めるようになった。

ただ早期の段階から自動的に弁護士が付き、憲法や刑事訴訟法に守られている加害者側と比較すればまだまだ対等ではない。

息子は、統計上「交通事故死」ということになるが、私達は、加害者に「車」という凶器を持って殺されたと思っている。周りをまったく省みない運転行為そのもの、その裏にある「車を見ればよけるだろう」という自己中心的、車中心的な考え方をする加害者に滉太は殺されたと強く感じている。

それでも私達家族は周りの方に支えてもらった。その支えがあって今ここに立っている。

5. たくさんの方のお力を借りてきました

- ・生命のメッセージ展に参加したり、シンポジウムで発言をさせていただいたりした。
- ・知人友人からはおにぎりや煮物の差し入れや情報提供があった。事件が PTA 保険の対象になり金銭的に助かった。次男を偲ぶ絵本も作ってもらった。
- ・支援センターでは話を聞いてもらい裁判所へも付き添ってもらった。

6. 一般的に交通事故・事件の被害に遭うと…

⇒事件そのものの「一次被害」だけでなく、その後起きてくる様々な問題「二次的被害」が生じる。

- ・心身の不調や変化
- ・社会生活、日常生活への影響
- ・各種手続きの負担
- ・加害者への対応等

7. 犯罪被害とは

- ・他者から傷つけられる体験。(安心安全感の喪失、人が信じられない、恐怖感・不安感(また何かされるかも)、社会(人の集合体)への不信感、過度な警戒心・集中困難)
 - ・公正世界仮説: 善い行いには良い結果が、悪いことが起こる原因がその人にあるという考え。因果応報という言葉もある。
- ⇒被害に遭うには遭うだけの理由があるのでは、と他人から言われたり、自分自身もそういう思い込みがあって、自分を責めてしまうことは少なくない。
- ・また、そのように自責感があるなかで追い打ちをかけるように二次的な被害が起こってくる。

8. 二次的被害

- ・被害を受けると価値観やものの見方が変化したり心が傷つきやすくなっているため、私個人的には二次的被害はゼロにできないと思っている。ただ知識と配慮をもって接すればゼロに近づけることはできると思う。
- ・周囲の人からの影響で日常生活を送ることができなくなることも。「子どもを亡くしたかわいそうな人」という憐みの視線が嫌で引きこもりになってしまうこともある。

9. 二次的被害の一例

- ・被害者、特に交通事故は情報を欲している。多くの遺族は警察からの突然の電話で被害を知ることになる。真実がどうなのか、大切な家族が亡くなった時の最後の姿はどうだったのか等本当のことが知りたい、そう思うが入ってくる正しい情報は少ない。
- ・交通被害での特徴は加害者をかばうような発言がよくあること。特に子供が被害者だと飛び出したのではないか、というインターネットの書き込みは少なくない。
- ・交通事故は特に過失割合ということが言われる。ご遺族の中には捜査に不信感をもって、加害車両と同じ車を購入して実況見分する人もなかにはいるほど。
- ・手続面での負担、不満(書類の間違い、長時間にわたる手続き対応等)

⇒二次的被害は孤立感を深め、被害からの回復を妨げる。

防ぐためには…

- ・被害者の心情や要望を理解する。
- ・可能な限り被害者の気持ちを尊重して手続をすすめる。
- ・知識と配慮をもって、被害者が失っている自尊心や自己肯定感を高めていくように尊重する必要がある。

10. 心身の不調や変化

- ・強い自責感、自尊心・自己肯定感の低下、無力感
- ・認知のゆがみ、感情の麻痺、コントロール不能
- ・自死願望
- ・身体反応(不眠、食欲不振・亢進、頭痛、腹痛、動悸など)
- ・集中力、決断力、理解力、記憶力等の能力低下
- ・警戒心が高まっているのでひとつに集中できない。集中したら危険察知できない。一方で第六感が鋭くなる。
- ・このほか、フラッシュバックや回避といって事件に関するものを避けるということが起きる。記念日反応は何年たっても起こり得る。

11. 社会生活・日常生活への影響

- ・ひきこもり(人混みが怖い、同情や憐みの目を避ける)
- ・一時的な能力低下により学業、仕事がうまくいかない
- ・休学、退学、休職、退職
- ・転居(自宅が被害場所、それ以外でも)
- ・家事、育児、介護ができない
- ・経済的負担増加・困窮(医療費、交通費、裁判費用など)

12. 各種手続きの負担

- ・刑事手続き(よくわからない、やりたくない、時間をとられる)
- ・病院、行政、相続、名義変更、遺品整理など(ご遺族の場合)
後遺障害を負われている場合、その程度によって障害認定の手続きなど
- ・転居、転校、転職に伴う手続き
- ・損害回復のための手続き(交渉、民事裁判)

これらすべてを、サポートなしで行うことは非常に大変なこと。

13. 被害者支援都民センターについて

- ・犯罪被害相談員と直接支援員は所定の研修を受け、実務経験を経て東京都公安委員会から指定される。ほとんどは心理系国家資格を取得し、相談を受けている。

<都民センターの支援>

- ・必要に応じて電話相談から面接、付添支援など行う。刑事手続きのサポートとメンタルケアも行う。

⇒犯罪被害者等早期援助団体の利点を活かしたサポート。

- ・令和2年4月1日に、東京都の犯罪被害者等支援条例が施行されたこともあり、相談件数は上昇傾向にある。

14. 殺人・傷害/交通事件の支援及び制度の利用率

- ・故意犯罪に関する制度の利用率が多い。そもそもそういった支援や制度があることを知らない可能性もある。

15. 当事者団体などの活動

- ・世界道路交通犠牲者の日(国連 2005年10月26日)

11月第3週日曜日

⇒世界道路交通犠牲者、被害者の日ということで、追悼のキャンドルナイトを灯した。

- ・犯罪被害者全国大会(11月)通称ハートバンド
- ・ドライブレコーダー、歩車分離信号機、いのちの学校、Coffee aid

⇒ドライブレコーダーは今では当たり前のように装備して、18年前は遺族が開発に加わり啓発活動をしていた。

- ・犯罪被害者団体サイト(警察庁・国土交通省)を参考にしてほしい。

16. 運転する方々へのお願い

- ・安全運転は自分も他者も家族も守る
- ・思いやりとモラルをもって、ルールを守って
- ・飲んだら乗らない
- ・体調管理し、無理をしない、無理をさせない

17. 今後の課題

- ・第11次交通安全基本計画

令和7年度までに年間の24時間死者数を2,000人以下とする目標が掲げられている。

遺族感情としては「ゼロ」を目指してほしい。

- ・TIC(トラウマインフォームドケア)

医療・保健・福祉・教育・司法などさまざまな領域で、トラウマについての理解を深め、サービスの多様な局面でトラウマへの癒しを大切にしようとする支援の基本概念である。

- ・交通犯罪被害者にもサポート・ケアが必要。
- ・交通犯罪被害者が物理的・精神的サポートを受けられるような社会づくり。
- ・交通犯罪被害者へのサポートやケアが当たり前になるように。

● 事例発表「交通指導員としての交通安全の取り組みについて」
 /12月4日(月)16:15～16:30
 高野美穂(岐阜県 関市役所 危機管理課 交通指導員)

【活動事例発表資料】

令和5年12月4日

交通指導員としての交通安全の取り組みについて

岐阜県 関市役所 危機管理課
 交通指導員 高野 美穂



岐阜県関市は・・・



関市は、岐阜県中央部に位置し、市の中心部は県庁所在地の岐阜市から東に向かって車で約30～40分のところ。豊かな山々と「日本三大清流の一つ」の長良川が流れています。世界三大刃物産地の一つで、夏には小瀬鵜飼が楽しめます。最近では、名もなき池（通称：モネの池）が有名です。人口84,847人。(令和5年11月1日現在)



交通指導員の活動内容

- 四季の交通安全運動
- 薄暮時交通安全街頭啓発
- 高齢者世帯訪問
- 岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例に伴う啓発
- 関市自転車用ヘルメット購入補助金周知啓発
- 高齢者交通安全大学校
- 交通安全教室



	施設数	対象者	概要
幼児向け	市立保育園 10園 私立保育園 9園 私立幼稚園 6園	未満児 年少児 年中児 年長児	道路の約束 信号の約束 横断歩道の渡り方 道路の安全な歩き方
幼児親子向け	児童館 2施設	児童館を利用する親子	道路の約束、信号の約束 保護者向けの子どもに対する交通安全教育 横断歩道の渡り方
小学生向け	市立小学校 17校	全学年	道路の安全な歩き方 自転車の安全な乗り方
高齢者向け	老人クラブ連合会所属の老人クラブ36クラブ	老人クラブに所属する高齢者	歩行、自転車、自動車運転について再確認、自主返納

《小学生向け》

— 自転車編 —

左から乗って左に降りる



自転車の乗り方を教えています



校庭にコースを作り走行

《高齢者向け》

- 講話
- ・ 県内の交通事故状況
 - ・ 歩行中の交通事故を防ぐ
 - ・ 自転車乗車中の交通事故を防ぐ
 - ・ 自動車運転時の交通事故を防ぐ
- (運転免許証の自主返納
返納後の優遇
サポートカー限定免許について)



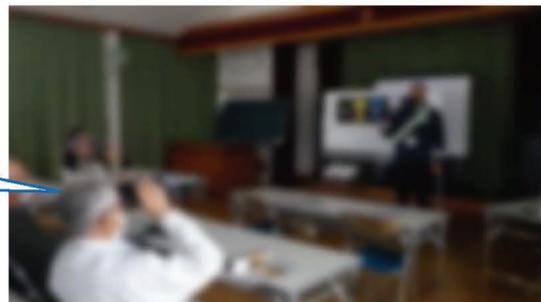
体験



夜間の色の見え方

黄色と白色が見えやすい

ゴーグルライトで反射材
の効果を体験



反射材の効果

《 幼児向け 》

・春、秋、年末の年3回開催

— 春の教室の様子 —



パネルシアター



ちゃんととまって♪

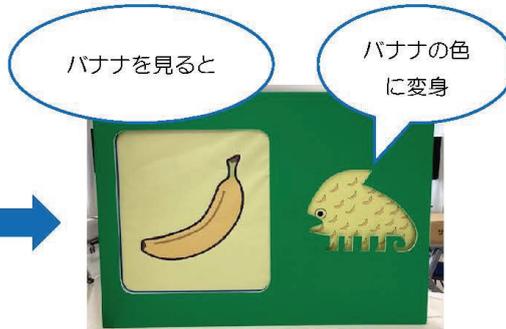
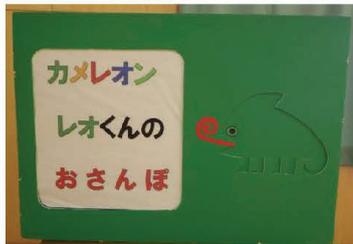


横断マットを使用した横断練習

♪ちゃんととまって♪
～「グーチョキパーの歌」の替え歌～
ちゃんととまって ちゃんととまって
手をあげて 手をあげて
みぎみて ひだりみて
もういちど みぎみて
わたりましょう わたりましょう

— 教材紹介 —

【カメレオン レオくんのおさんぽ】



バナナを見ると

バナナの色
に変身

【しゅんくんのえほん】



海の生き物をしゅんくんが紹介



信号も変わります

しゅんくんは道路を歩いて
帰ります

令和4年度交通安全教室実施状況

	団体数	人 数	備 考
乳 児	1	25	児童館・親子
幼稚園	3	138	
保育園	46	4,115	人数はのべ人数
小学校	18	1,224	
高齢者	4	101	
合 計	72	5,603	